

尾張旭市監査公表第16号

令和5年4月28日付け尾張旭市監査公表第15号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年5月2日付け5会第3号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

会計課

監査の指摘事項	措置状況
令和4年度歳入事務電算処理業務委託に係る事務において、市長決裁である契約締結についての決裁が副市長において行われている。尾張旭市決裁規程により、1,000万円を超える委託料については、市長決裁事項とされている。	今後は、決裁区分を市長決裁に改めます。